

令和5年1月30日（月）一関地区広域行政組合議会議員全員協議会 管理者説明内容
（新最終処分場整備に係る今後の対応について）

ご多用の中、議員全員協議会を開催いただきましたことに、まずもって感謝を申し上げます。
本日は、新最終処分場の整備に関する今後の進め方などについて説明させていただきたいと存じます。

新最終処分場の整備に関しては、住民団体からの請願に対する議会としての判断が示されたところであります。

一方、私ども当局に対しては署名が提出されており、私どもとしての考えをお示しすべきと考え、本日、説明の機会をいただいたものであります。

私からは、施設整備に当たっての基本的な考え方、次に建設地の選定に臨む基本姿勢、そして、この間、当該団体などから寄せられたご意見に対する当局としての考えなどについて申し上げます。

まず、整備に当たっての基本的な考え方についてであります。新中間処理施設、新最終処分場ともに、今後、長期間にわたって使っていく施設であり、「これから」のことを一番に考え、新しい時代にふさわしいものとなるよう進めてきたところであります。

したがって、建設地の選定にあたっては、「どこにつくるか」ではなく、「どのような施設であればよいか」を、最初に考え、次に、「その条件を満たすのはどこか」の順で、土地の評価を行い、候補地の絞り込みを行ってきたものであります。

それは、「どこにつくるか」を最初に決めた狐禅寺地区の時の進め方とは根本的に異なるものであります。

また、「どのような施設であればよいか」や、「その条件を満たすのはどこか」といった検討作業の中間状況も同時進行で公開し、さらに積極的に説明会も開催し、情報公開と説明、そして意見の把握、これを繰り返しながら、ひとつずつ、少しずつ、進めてきたものであります。

それは、どの場所が候補地となっても、選考過程をきちんと説明できるようにし、多くの方に理解を得られる進め方にしなければならないとの思いがあったからでもあります。

具体的には、専門家を候補地選定委員会の委員に迎え、専門的な知見により一関市・平泉町の全域から候補地を4か所、選定いただきました。

さらに、この4か所から1か所に絞り込むため、施設整備検討委員会を設置し、絞り込みの方法や評価項目を検討してきました。

評価項目の案は、住民説明会や組合広報紙の全戸配布により説明・周知を行い、ご意見をいただいていたところであり、いただいたご意見は、評価項目に反映するなどしながら候補地を1か所に絞込んできたところであります。

また、候補地を1か所に絞込んだ後においても、住民説明会のほか、候補地周辺の方々などを対象とした説明会も別途開催するなどして、より細やかに説明を行い、理解を求めてまいりました。また、説明会に来られなかった方に対しても、組合広報紙による周知のほか、組合ホームページ上

にその内容を公開し、いつでも閲覧できるようにしてきたところです。

このように、ひとつずつ、少しずつ、進めてきた方法、時間はかかりますが、これこそが住民理解を得るための方法であり、「協働のまちづくり」とは、こうしたことを言うのだと私は思っております。

次に、私どもに寄せられたご意見に対する当局としての考え方について申し上げます。

まず、学校からの距離、都市計画区域との関係、地元からの情報提供などに関するご意見が補せられていますが、これらについては、説明会や議会の場で詳しく申し上げてきており、この場で再度申し上げることはいたしません。大切なことは、事の本質、例えば、「学校からの距離が300メートル離しただけというのは、理解できない」という意見がありますが、どのような根拠で300メートルは良くないと言われるのかを具体的な論拠をお示しいただくことが、議論を始める上で必要なものと捉えております。

次に、「住民合意」といった点に関するご意見について申し上げます。

寄せられた意見には、住民合意を得るための取組がなされていない。評価項目の中に住民合意という項目が入っていない。地域住民の合意形成が図られていない。反対署名が出されているところは建設地として良くない。などのご指摘がありましたが、この点についても、住民とは、また地域住民とは、どの範囲にお住まいの方を言うのか、どういう手続きを言うのか、合意とは、どういう状態をいうのか、どういう手続きを言うのかを、先ほどの300メートルと同じように、議論の足掛かりとなるものがない中で、言葉だけのやりとりになっている感があります。

私どもが考える「住民合意」なるものの理念は、冒頭申し上げたような進め方、つまり、ひとつずつ、少しずつ、を重ねていく努力が大切であり、この点に意を配して進めていく取組の総体を指すものと捉えており、こうしたプロセスそのものが真の「協働のまちづくり」であると思っております。

したがって、「住民合意」という言葉を因数分解して議論がなされることを願っております。

次に、「知らなかった。」との話について申し上げます。

組合といたしましては、様々な手段により、事業の概要や説明会の周知に努めてきたところでしたが、残念ながらそうした声が多くございました。改めて、行政からの情報を多くの住民の方に届ける難しさというものを感じたところでもあります。

また、説明会でも感じたところですが、住民の皆様へ情報を届けるということは、その手段も大切ですが、行政に関心を持っていただくことも必要なことであると感じたところでもあります。

このことは、当組合だけではなく、全国の多くの自治体に共通する課題であり、大きな宿題をいただいたものと捉えております。

しかし、今回の署名簿の提出や組合議会に対する請願の提出を機に、多くの方が、特に若い世代の方がこの最終処分場の施設整備について、関心を持つきっかけになったものと捉えております。

組合としては、正しい情報を「知っていただく」ことで理解が深まるものと考えていることから、これからも、「知っていただく」ための努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、万が一のことを心配なさる声、つまり、候補地が街や学校、病院に近いといった声、災害や健康上の被害が起きるのではないかとといった声、地域の発展が阻害されるのではないかとといった声をいただきました。

また、法令の制限がないからといって行政権の行使に倫理を欠く行為であってはならないとの意見もございました。これらの点について申し上げます。

法令は憲法の下、様々な解釈や科学的根拠に基づく試行錯誤の末に、社会通念上の規範や国民の生命財産の安全が担保されるなど、許容できる範囲や基準を定めてきたものでありますことから、その法令に則り行政執行を行うことは当然に求められるものであり、その上で、更に配慮が必要なもの、例えば学校からの距離などがありますが、法令に定めがないものについては、さらに考慮して選定を進めており、その内容についても他自治体と比較して著しく均衡を欠いているとは言えず、適切なものであったと捉えております。

災害や健康上の被害へのご心配について、全ての物事においてリスクをゼロとすることは困難であります。可能な限りリスクを低く抑えるため、災害が起きやすい場所を候補地から排除する、厳しい独自基準の計画放流水質を設けるなどの取組をしてきたところであります。

最終処分場は、決して周辺環境に悪影響を及ぼすような危険な施設ではなく、法令に基づいた技術に基づき整備することで、埋め立てした廃棄物が最終的にこれ以上化学反応を起こさず、周辺環境に悪影響を及ぼすことがない状態にするための施設であります。

この最終処分場の整備に当たっては、多くの基準が設けられております。

この基準も、科学的根拠に基づき国民の生命や財産の安全が担保されることを前提に、許容できる範囲を定めてきたものと捉えており、技術が確立された、近年に設置された国内の最終処分場においては、周辺環境に悪影響を及ぼしている事案は承知しておりません。

また、現在、当組合が管理している3つの最終処分場においては、設置から相当の年数が経過しておりますが、これまでの大雨や東日本大震災、岩手宮城内陸地震などの大きな災害においても稼働上の影響や周辺への影響はありませんでした。

また、施設の周辺住民から健康への被害が生じたという事例もございません。

今後、組合としてできることは、施設整備を進めるにあたって住民の方の不安の解消に努めることとありますが、これも、100パーセント不安を解消するということは難しいと捉えております。

住民の方が抱えている不安をお聴きし、不安を軽減できる対策はないか、不安を低減できる情報が提供できないか、そのようなことを積み上げていく以外にないと思っております。

次に、地域の発展を阻害するとして「風評被害」の懸念をされているお話をいただいておりますので、その点について申し上げます。

言われのない風評は、地域づくりにとって決して良い結果をもたらすものではなく、住民の皆さまはもとより、組合や構成市町の誰もが望まないものです。

この風評は、やはり「知らない」からこそ起きるものと捉えており、皆さまにお願いしたいことは、正しい情報を「知っていただく」ことによる理解をしていただきたいということとあります。

住民団体からのご意見の中には、「ごみにふさわしい場所を考えるべき」との話がございましたが、「ごみにふさわしい場所」というものがあるとは考えておりません。

施設がどこに建設されたとしても、同じように周辺環境に配慮し、そこに住まわれる方々に理解を求めながら進めていくものでありますことから、山奥だからよい、人が少ないところだからよいというものではないと考えております。

以上、候補地の変更を求める様々なご意見をいただきまいましたが、その根底にあるものは、地域への思い、地域への愛着であると感じております。また、提出された署名簿についても、それらの思いが形に表れたものと捉えております。

生まれ育った土地への思いや日々暮らしている地域への愛着というものは、すべての方が抱えている心情ではないでしょうか。

私は一関市長として移動市長室を行い各地域の方との懇談を行っておりますが、共通して感じることは地域への愛着、自分が暮らしている地域への切実な思いであります。

「地域への思い」というものは地域づくりを進めていくうえで、不可欠な要素であり、大切にしなければならないと考えております。

一方、広域行政組合の管理者としては、日常生活に不可欠な施設である新処理施設、新最終処分場について、責任をもって整備する使命があります。これらの施設の整備が滞り、住民の生活に不便やご迷惑をかけるようなことがあってはならないものであります。

それは、廃棄物処理に限らず行政全般に言えることでありますが、様々な事業に要する経費を、税という形で住民に負担していただき、行政が適切な事務事業を行うということを住民から付託されているからであります。

新処理施設や新最終処分場の整備もそのひとつであり、住民の皆さまの思いを受け止めながらも、しかし、粛々と進めていく必要があると考えております。

このようなことから、新最終処分場について、建設候補地の見直しを求める署名簿の提出をいただいたところでありますが、以上、申し上げましたように、これまでの経過を踏まえたうえで、当組合として、今後も新最終処分場の建設候補地は「千厩字北ノ沢ほか」とすることを前提に事業を進めてまいり所存であります。

最終処分場が地域の発展の障害となり千厩地域が衰退することを懸念される声がありますが、先ほど申し上げたとおり、最終処分場は危険な施設などではなく、かつてのような「迷惑施設」といった発想ではなく、冒頭申し上げました「新しい時代にふさわしいもの」となるよう緩衝緑地を活用した地域の交流の場や、将来的には埋立完了後の跡地活用も見込める施設と考えております。

全国的にもさまざまな活用の事例があり、こういった活用は、これまでの最終処分場においては実現出来なかったことであり、「千厩字北ノ沢ほか」においては十分な活用が見込める場所です。ことから、地域振興の一助となるよう、皆さまの意見を伺いながら共に歩む施設として整備してまいりたいと考えているところです。

「千厩字北ノ沢ほか」への整備に対し、様々なご意見をお持ちの方もおり、すべての方に新最終

処分場の整備に対し理解を示していただけるということは難しいかもしれませんが、地域の皆さまには、この施設整備事業について理解を深めていただき、一体となって事業を進めていけるよう努めてまいりたいと考えており、事業へのご協力をお願いするものであります。

また、議員各位におかれましては、組合としての判断にご理解をいただき、今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。